平成２４年（フ）第４０８号
愛知県一宮市東五城字備前33番地１　エレガントハイツ萬101号
債務者　森　　太
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７７号
香川県高松市田村町547番地３
債務者　宮武　正數
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７８号
香川県高松市田村町547番地３
債務者　宮武富貴子（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０２２号
名古屋市守山区森孝４丁目619番地　三軒家第二住宅302号
債務者　オールマイティこと　作田　　諦
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１９９号
兵庫県川西市東畦野３丁目25番１―103、住民票上の住所大阪府池田市五月丘２丁目６番117―101号
債務者　永田　龍英
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５０号
大阪府豊中市上新田２丁目７番14号
債務者　竹中　優香
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５５号
大阪府寝屋川市池田中町４番33号、前住所大阪府寝屋川市黒原旭町１番９号
債務者　宇津加代子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９６号
大阪市阿倍野区阿倍野元町６番２号　アルファメゾンヤスナ304号
債務者　中原　大地
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５９号
大阪市住吉区我孫子西１丁目14番５―408号
債務者　岡﨑　裕之
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９６号
大阪市浪速区木津川１丁目１番13号　レアレア大正58番館１Ｂ号
債務者　清里　一範
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４４号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番７―707号
債務者　大木　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４７号
大阪市城東区今福西２丁目13番16―803号
債務者　長谷川　舞
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３７号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目３番11号　ロイヤルハイツ松虫105号
債務者　土上　辰夫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６４号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番109号
債務者　髙野　有香（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６６号
大阪市港区磯路２丁目14番19号　ヴィラ池田206号、申立時の住所大阪市港区八幡屋１丁目２番７号　エクセレントⅡ202号
債務者　田頭　道代
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２８号
大阪市此花区春日出北１丁目１番29号
債務者　野口　慶幸
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部